

石川県公報

平成 27 年 6 月 1 日 (月曜日)

号 外

(第 47 号)

目 次

告 示
○保安林の皆伐面積の限度

(森林管理課) 1

公 告
○指定構造計算適合性判定機関の委任公告 (建築住宅課) 2

告 示

石川県告示第263号

平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成27年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	ヘクタール
奥能登東部 水源 ^{かん} 涵養保安林	44.30	
奥能登西部	156.71	
中能登東部	11.30	
中能登西部	50.66	
中能登中部	48.66	
中能登南部	78.98	
富来川神代川	7.08	
羽 昨 川	77.84	
犀川大野川	494.82	{ 国有林 195.92 民有林 298.90
手 取 川	1,195.39	{ 国有林 341.84 民有林 853.55
梯 川	271.85	{ 国有林 137.26 民有林 134.59
大 聖 寺 川	473.49	{ 国有林 30.28 民有林 443.21
小 計	2,911.08	
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.11	
奥能登西部	0.78	
中能登東部	0.28	
中能登西部	2.84	
中能登中部	0.42	
中能登南部	6.50	
富来川神代川	1.66	
羽 昨 川	18.16	

犀川大野川	〃	7.56	
手取川	〃	5.32	{ 国有林 3.66 { 民有林 1.66
梯川	〃	5.16	
大聖寺川	〃	0.12	{ 国有林 5.12 { 民有林 0.04
小計		51.91	
中能登西部干害防備保安林		1.68	
犀川大野川	〃	1.32	
大聖寺川	〃	0.08	
小計		3.08	
能登地区保健保安林		134.52	
能登地区～手取川	〃	65.34	
手取川	〃	31.66	
手取川～福井県境	〃	157.03	
小計		388.55	
合計		3,354.62	

公 告

指定構造計算適合性判定機関の委任公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定を指定構造計算適合性判定機関に委任した。

平成27年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人石川県建築住宅センター
金沢市幸町12番1号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う区域
県内全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
金沢市幸町12番1号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次の(1)から(3)までに掲げる建築物を除く判定の業務
 - (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号口に定める構造計算により構造計算された建築物
 - (2) 当該指定構造計算適合性判定機関が保有しない大臣認定プログラムにより構造計算された建築物
 - (3) 当該指定構造計算適合性判定機関において処理することが困難な建築物
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始日
平成27年6月1日

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人日本建築センター
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う区域
県内全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

- (1) 本部
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- (2) 大阪事務所
大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
全ての判定の業務
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始日
平成27年6月1日

